



賛助会員 入会のご依頼

NPO 法人母子栄養懇話会
理事長 永井 泰



拝啓

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より本会の活動に格別のご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

本会は 2013 年 11 月に任意団体として設立されました。周産期栄養の知識の普及と交換、研究業績の発表、会員相互の交流等を行うことにより、施設や企業の管理栄養士・栄養士、助産師、医師等が母子を取り巻く栄養の向上に寄与することを目的として活動しております。2014 年 11 月からは特定非営利活動法人となり、さらに学術・研究・普及活動を推進しております。

「学術集会の開催(年 1 回)」、「セミナーの開催(年 1~2 回)」、「SORA 豆育成部(ミニ講座・会員交流会)の開催(年 6~10 回)」、「母子・妊婦を対象としたイベント」などの活動を行っており、会員数は約 120 名を超えております。本会の活動は会費収入を基本に運営されており、本会の趣旨にご賛同いただいた企業様にも賛助会員として活動にご支援いただいております。今後、より活動を活性化させ目的をより一層実現するために、更なる賛助会員の募集をしております。

新たな賛助会員の皆様のご支援により、周産期栄養の普及につとめ、社会に貢献する NPO 法人を目指して努力する所存でありますので、ご多忙の折、誠に恐縮に存じますが、本趣旨にご賛同いただき、ご入会いただけますようお願い申し上げます。

敬白

< 賛助会員の特典 >

- ① 学会・セミナーの無料招待 2 名、会員価格 3 名
- ② HP へのバナー掲載
- ③ 学会等の広告料や出展料の 20% 割引
- ④ 会員向けの事務メール送信時の宣伝(年 2 回)
- ⑤ 会員専用 SNS『サークルスクエア』への登録(3 名まで)
- ⑥ SORA 豆育成部の参加
- ⑦ SORA 豆育成部でのイベント開催/年 1 回

<会費>

年間 30,000 円（入会日～年度末の 3 月末まで）

代表として登録される方は、毎年 4 月中年会費をお支払いください。

*退会の際は、お申し出ください。

<請求書・領収書依頼のご連絡>

会計担当:長井

mail:nagai@financialsolutions.co.jp

<入会の流れ>

1. 登録代表者がメールにて info@boshieiyou-konwa.org 入会申込
2. 承認後、HP または振込にて年会費をお支払いください。
<https://boshieiyou-konwa.org/fee>
3. サークルスクエアドメイン c-sqr.net、本会ドメイン boshieiyou-konwa.org を受信できるようにしておいてください。
4. 会員専用 SNS『サークルスクエア』からご招待メールが届きます。
5. 登録をしてください。
6. 事務局 info@boshieiyou-konwa.org から「入会案内」のメールが届きます。



*賛助会員として 1 企業 3 名までご登録いただけます。

代表として登録される方以外の 2 名の登録を希望される場合は、名前とメールアドレスをお知らせください。

<会員の権利と義務について>

ご入会前に HP から定款をご確認ください。

chrome-extension://efaidnbmnnnibpcajpcgclefindmkaj/viewer.html?pdfurl=https%3A%2F%2Fboshieiyou-konwa.org%2Fjoin%3Fid%3D8551%26download%3D8621&clen=316982

賛助会員の規約については次項をご確認ください。

<事務局>

医療法人社団泰誠会 永井マザーズホスピタル内 担当:松本

電話:080-2042-0590 mail:info@boshieiyou-konwa.org

賛助会員規約

第1条（目的）

本規約は、定款第2章に定めた会員の規定に基づき、賛助会員制度の運営等について必要な事項を定めるものとする。

第2条（資格）

本法人の主旨に賛同し、本法人を賛助するために入会した団体とする。

第3条（議決権）

賛助会員は本法人の総会における議決権を持たない。

第4条（入会）

本法人の会員となるためには、別に定める会員入会申込を申請し本法人理事長の承認を受けなければならない。入会を認めない場合、理由を付した書面をもって通知する。また、会員は1年単位とし、ただし年度途中からの入会の場合には入会月から年度末(3月末)までとする。

第5条（入会金、会費及び納入）

入会金 0円 ・年会費 3万円

会費は、附則で規定する金額を指定された期日までに、本法人の指定する方法で納入しなければならない。会費納入確認後、会員向けサービスを開始する。また、会員期間の起算日は納入翌月の1日とする。

第6条（退会）

会員が退会を希望する場合、別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会できる。ただし、既に納入された年会費は返納しない。

第7条（除名）

会員が以下の各項のいずれかに該当すると判断した場合、総会の議決により、これを除名することができる。その場合、納入された年会費は返納しない。また、当該会員から第三者への資格の継承はできない。

- 1) 本法人定款、本規約に違反した場合
- 2) 第9条の禁止事項に掲げる行為を行った場合
- 3) 故意、過失に問わず、本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為を行った場合

第8条（守秘義務）

本法人は会員の許可を得ずに、会員情報を公開または使用することはできない。また、会員は本法人の許可を得ずに、会員として知り得た本法人の非公開情報等を会員期間はもとより資格喪失後も公開または使用することはできない。

第9条（禁止事項）

会員は以下に掲げる行為をしてはならない。

- 1) 会員情報など本法人へ虚偽の申請を行う行為
- 2) 他の会員、第三者もしくは本法人の財産及びプライバシーを侵害する行為、不利益や損害等を与える行為またはそれらの恐れがある行為
- 3) 本法人の許可なくロゴマーク、印刷物などの転用行為
- 4) その他、本法人理事会が不適切と判断する行為

第10条（特典利用）

会員は以下の特典を利用することができる。

- 1) 本法人からの情報発信
- 2) 賛助会員からの情報発信（メール添付広告は1社につき年間2部、SORA 豆育成部活動の手動は1社につき年間1回とする。）
- 3) 本法人が主催する講習会・検定試験等を優待価格で利用
- 4) 本法人のホームページのバナーの掲載及びリンク

第11条（その他）

本法人の責に帰さない活動において、会員が他の会員や第三者に対して損害を与えた場合、本法人はその損害に対して賠償する責任を負わない。また、会員が本規約に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって本法人に損害を与えた場合、本法人は当該会員に対して相当の損害賠償の請求を行う。

（附則）

- 1) 本規約は令和4年 5 月 19 日から施行する。